

事務連絡
令和7年12月22日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

総合政策局モビリティサービス推進課長

貸渡自動車に係る点検及び整備の実施並びに検査の受検の徹底
について

今般、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて自家用自動車の有償貸渡しを行う事業者（以下「レンタカー事業者」という。）が、適切な点検及び整備を行わず、検査を受けていない貸渡自動車を貸渡していた事案が相次いで発生したところである。

貸渡自動車について、適切に点検及び整備を行い、検査を受けることは、貸渡自動車の安全性の確保という人命に関わる最重要の取組であることはもとより、安心して貸渡自動車を利用することができる環境を確保することで、利用者利便を増進し、もって自家用自動車有償貸渡事業の健全な発展を実現する観点からも極めて重要である。

これを踏まえ、下記の措置を改めて徹底するよう管内のレンタカー事業者に周知されたい。

なお、本事務連絡は一般社団法人全国レンタカー協会宛て通知していることを申し添える。

記

- 配置された整備管理者（整備責任者）のもと、貸渡自動車の点検及び整備の実施並びに検査の受検に関する状況の確認を改めて徹底し、現在の確認方法・体制についても再点検を行うこと。
- 上記の再点検にあたっては、人為的ミス等も想定したうえで、過度に特定の担当者のみに依存するものとならないよう、車両管理ソフトの活用や複数人でのチェック等確実な確認のための十分な対策をレンタカー事業者の責務として講じるよう留意すること。

以上